

## 母子・父子・寡婦福祉資金を申請される方へ

就学支度・修学資金を除く

### 1. 申請対象者

- (1) 母子家庭の母又は父子家庭の父（原則として生計中心者であること）
- (2) 寡婦（一部所得制限あり）
- (3) (1) 又は (2) に該当する方の子<子の本人申請>（修業資金及び就職支度資金のみ）
  - ※ 母・父・寡婦が連帯保証人としての要件（収入、資産等）を満たす必要あり
- (4) 配偶者のいない40歳以上の女性であって（1）及び（2）以外の方（一部所得制限あり）
- (5) 父母のない、20歳未満の子（修業資金及び就職支度資金のみ）

### 2. 申請に必要な書類

#### (1) 申請書

- ※ 1枚の申請書で複数の資金は申請できません。（資金の種類毎に申請書が必要）
- ※ 申請書の申請者及び連帯借受者の住所、氏名の記入は各自自筆でお願いします。なお、押印は認印で構いません。
- ※ 申請者の個人番号（マイナンバー）の記載が必要です。また、個人番号通知カードや運転免許証で番号確認と身元確認をさせていただくことがあります。あらかじめ申請される窓口で確認してください。

#### (2) 戸籍謄本（母又は父と子の情報が記載されているものが必要）

#### (3) 申請者の所得証明書

#### (4) 申請者の納税証明書（非課税の場合、非課税証明書）

（3）と（4）の内容が分かれば1  
通の証明書でも可です。

#### (5) 連帯保証人の所得証明書（連帯保証人を立てる場合のみ）

#### (6) その他の添付書類（申請窓口でご確認ください。）

### 3. 連帯借受者〔修業資金，就職支度資金のみ〕

学校に入学する（在学している）子は、申請者（借受者）である母又は父とともに、連帯債務を負担する借主（連帯借受者）となっていただきます。

連帯借受者となる子には、債務負担の意思を直接確認させていただきます。

### 4. 連帯保証人〔修業資金，就職支度資金を除く〕

#### (1) 連帯保証人を立てた場合：無利子

連帯保証を立てない場合：年1.0%の有利子

#### (2) 連帯保証人は、申請者（借受者）とともに、連帯して貸付金の返済義務を負います。連帯保証人の方には債務負担の意思を直接確認させていただきます。

#### (3) 連帯保証人の要件

- ① 民法第450条第1項の規定による保証人の条件を具備していること
- ② 借受者の親族であることが望ましい
- ③ 60歳未満の者が望ましい
- ④ 原則として県内もしくは近隣の都県に居住する者

- ⑤ 一定の職業を持ち、独立の生計を営んでいること
- ⑥ 保証能力（年間所得≧貸付総額）を満たしていること

## 5. 申請後の流れ

### (1) 母子・父子自立支援員との面接

申請書類や家庭状況等の確認をさせていただきます。

### (2) 貸付審査

西部福祉事務所における審査会の審査を経て、貸付の適否を決定します。

### (3) 貸付決定通知（貸付が決定した場合）

①**貸付決定通知書**、②**借用書**、③**確認書**及び④**債権者登録用紙**を申請者あてに送付します。

### (4) 借用書等の提出

ア **借用書等**に、借受者及び連帯保証人が署名・押印（実印）の上、借受者及び連帯保証人の**印鑑登録証明書**を付して西部福祉事務所に提出。

イ **債権者登録用紙**に、**振込先口座の通帳の写し**（口座の確認ができるページ）を付して西部福祉事務所に提出。**※ 口座名義人 = 借受者であること**

## 6. 貸付金の交付

(1) 借用書等を受領後、借受者名義の口座に貸付金を振込みます。

(2) 振込時期及び方法は各種資金ごとに異なりますので、詳細はお尋ねください。

## 7. 貸付期間中における諸手続き

【書類の提出】 ※ 技能習得資金、修業資金、生活資金の一部

**在学証明書**（学生証は不可、各学年次の初めに提出が必要）

【連絡必須事項】 下記事由該当者は、速やかに西部福祉事務所に御連絡ください。

①退学、停学した場合 ②借受者が婚姻した場合 ③転居した場合

④その他の諸変更（住所変更、口座変更、氏名変更、勤務先変更等）があった場合

## 8. 貸付金の返済（償還）

【償還開始時期】 各種資金ごとに設定されている据置期間を経過した後に開始されます。返済開始月の約2か月前に文書でお知らせします。納期限内の返済に御協力ください。

【償還方法】 口座振替を原則とします（下記金融機関のみ利用可能）。

口座振込取扱金融機関			
①みずほ銀行	②	③埼玉りそな銀行	④りそな銀行
	三菱東京UFJ銀行		
⑤三井住友銀行	⑥武蔵野銀行	⑦東和銀行	⑧埼玉縣信用金庫
⑨川口信用金庫	⑩飯能信用金庫	⑪埼玉県信連（県内農協）	

※ 災害、御病気等の理由で返済が困難と認められる場合や、子が在学中である場合等、返済を一定期間猶予することが可能な場合があります。返済が滞りそうになりましたら、お早めに御相談ください。

※ 納期限を超えると**違約金（延滞利息年3%）**が加算されます。